

税務署からのお知らせ

所得税などの確定申告は自分で書いてお早めに

確定申告は正しく期限内に……所得税・贈与税の確定申告は、3月17日(月)が申告・納付の期限です。

消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告は、3月31日(月)が申告・納付の期限です。

申告書はご自分で作成して、できるだけ郵送等で早めに提出してください。

なお、確定申告書の用紙や確定申告書の書き方の手引き等の関係書類は、役場本庁税務保険課及び由岐支所住民室の窓口にも備え付けてあります(2月上旬以降)のでご利用ください。

「確定申告書等作成コーナー」のご利用を

自宅で、いつでも申告書が作成できます……国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、所得税や消費税等の申告書が簡単に作成できます。また、その申告書をA4サイズの普通紙に出力し、郵送等で税務署に提出いただけます。

国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>

「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxへ

申告も納税もパソコンで……「確定申告書等作成コーナー」で作成した電子申告用データを使って、自宅等のパソコンからインターネットを利用して申告・納税等を行うことができます。

e-Taxホームページアドレス <http://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックスを使えば、こんなことが大変便利

HPから簡単申告……国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接申告できます。

最高5,000円の税額控除……本人の電子署名及び電子証明書を付して所得税の確定申告書をe-Taxで行うと、最高5,000円の税額控除を受けることができるようになりました。(平成19年または平成20年分のいずれか1回)

添付書類が提出不要……所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、提出に代えて、記載内容を入力して送信できるようになりました。(確定申告から3年間、添付書類の提出または提示を求められることがあります。)

還付金がスピーディー……e-Taxで申告された還付申告書は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

振替納税制度のご利用を

納税は、安全便利な振替で……個人事業者の所得税や消費税(地方消費税を含む)の納税は、安全便利な振替納税のご利用をお勧めします。この制度を利用すれば、金融機関の預貯金口座から振替によって納税することができるので、手数が少なくて済みます。また、うっかり納期限を忘れてしまうこともなく、大変便利です。

新たに振替納税制度をご利用になる場合は、金融機関か税務署に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

なお、振替日は次のとおりとなっております。

・所得税……平成20年4月22日(火)

・消費税及び地方消費税……平成20年4月24日(木)

【お問い合わせ】 阿南税務署 ☎0884-22-0414まで (〒774-0030 阿南市富岡町滝の下4-4)

年1回、浄化槽の水質検査を受けましょう!

法定検査

浄化槽を設置している場合は、法律により1年に1回、放流水の水質検査を受検することが義務づけられています。

この検査は、徳島県知事が指定した機関である(社)徳島県環境技術センターが実施いたしますので、通知があった場合は、必ず受検してください。

平成18年2月1日の法改正により未受検者には罰則規定も設けられました。

保守点検

浄化槽の保守点検は、県知事登録の業者に委託してください。

浄化槽の保守点検は、2~4ヶ月に1回以上実施しなければなりません。

この保守点検を行うためには、専門的な知識や器具が必要ですので、県知事に登録した専門業者に委託して実施してください。

清掃

浄化槽の清掃は、1年に1回以上実施することが義務づけられています。美波町長が許可した業者に委託してください。

検査予定期間

平成20年2月18日(月)~22日(金)

お問い合わせ先

社団法人 徳島県環境技術センター

(県知事指定検査機関) ☎088-636-1234

役場建設課 ☎77-3618